

# 議 案

## 第 8 回 玉 名 市 議 会

### (定 例 会)

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

第8回玉名市議会（定例会）提出議題

| 議番号 | 件 名                                                  | 提案者 |
|-----|------------------------------------------------------|-----|
| 95  | 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第8号）                                | 市 長 |
| 96  | 令和7年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）                        | 市 長 |
| 97  | 令和7年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                         | 市 長 |
| 98  | 令和7年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）                          | 市 長 |
| 99  | 令和7年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）                              | 市 長 |
| 100 | 令和7年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）                           | 市 長 |
| 101 | 令和7年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）                          | 市 長 |
| 102 | 玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について                  | 市 長 |
| 103 | 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   | 市 長 |
| 104 | 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について            | 市 長 |
| 105 | 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                      | 市 長 |
| 106 | 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                     | 市 長 |
| 107 | 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                  | 市 長 |
| 108 | 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について                              | 市 長 |
| 109 | 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について                   | 市 長 |
| 110 | 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について         | 市 長 |
| 111 | 玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について      | 市 長 |
| 112 | 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 市 長 |
| 113 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について                | 市 長 |
| 114 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                     | 市 長 |

|       |                  |     |
|-------|------------------|-----|
| 1 1 5 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市 長 |
| 1 1 6 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市 長 |
| 1 1 7 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 市 長 |

## 議第102号

玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

(乳児等通園支援事業者及び非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での

生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支

援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 1 2 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第 1 3 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 1 4 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 1 5 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 1 6 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の各号に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階  | 区分  | 施設又は設備                                                                                                                          |
|----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2階 | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                |
|    | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |
| 3階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                                             |

|        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                                                                                                                                                                           |
| 4階以上の階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段                                                                                                                                                                                                           |
|        | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該

調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で行っていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の

設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第42号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供

されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、条例を  
制定するものである。

議第103号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部玉名市災害弔慰金等支給審査会の項の次に次のように加える。

|               |                                                          |    |      |                                                                        |                           |
|---------------|----------------------------------------------------------|----|------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 玉名市災害義援金配分委員会 | (1) 災害義援金の配分に関すること。<br>(2) その他災害義援金に関し市長が必要と認める事項に関すること。 | 審議 | 8人以内 | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 地域の代表者<br>(3) 関係する機関及び団体の代表者<br>(4) その他市長が適当と認める者 | 当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間 |
|---------------|----------------------------------------------------------|----|------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------|

別表教育委員会の部玉名市地域学校協働本部運営委員会の項の次に次のように加える。

|                       |                                |    |      |                                                    |                           |
|-----------------------|--------------------------------|----|------|----------------------------------------------------|---------------------------|
| 玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会 | (1) 玉名市図書館窓口等業務委託事業者の選定に関すること。 | 審査 | 7人以内 | (1) 学識経験を有する者<br>(2) 教育委員会が指名する職員<br>(3) その他教育委員会が | 当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間 |
|-----------------------|--------------------------------|----|------|----------------------------------------------------|---------------------------|

|  |  |  |  |                  |  |
|--|--|--|--|------------------|--|
|  |  |  |  | 適 当 と 認 め<br>る 者 |  |
|--|--|--|--|------------------|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 災害弔慰金等支給審査会委員の項の次に次のように加える。

|              |   |       |  |
|--------------|---|-------|--|
| 災害義援金配分委員会委員 | 日 | 5,800 |  |
|--------------|---|-------|--|

別表第 1 地域学校協働本部運営委員会委員の項の次に次のように加える。

|                          |   |       |  |
|--------------------------|---|-------|--|
| 図書館窓口等業務委託事業者選<br>定委員会委員 | 日 | 5,800 |  |
|--------------------------|---|-------|--|

提案理由 玉名市災害義援金配分委員会及び玉名市図書館窓口等業務委託事業者  
選定委員会を設置するため、条例の整備を図るものである。

## 議第104号

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

提案理由 玉名市長等の給与に関する条例（平成17年条例第44号）の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第 105 号

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 玉名市長等の給与に関する条例（平成 17 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 玉名市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の玉名市長等の給与に関する条例の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第106号

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市教育長の給与に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市教育長の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

## 議第107号

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第16条関係）

給 料 表

| 職員<br>の区<br>分 | 職務<br>の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     |
|---------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               | 号給       | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|               |          | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|               | 1        | 195,800 | 242,000 | 276,300 | 309,800 | 332,600 | 366,800 | 420,700 |
|               | 2        | 196,900 | 243,300 | 277,300 | 311,300 | 334,400 | 368,500 | 422,600 |
|               | 3        | 198,100 | 244,700 | 278,300 | 312,700 | 336,200 | 370,100 | 424,500 |
|               | 4        | 199,200 | 246,100 | 279,300 | 314,100 | 337,900 | 371,700 | 426,300 |
|               | 5        | 200,300 | 247,500 | 280,300 | 315,500 | 339,600 | 373,300 | 428,100 |
|               | 6        | 202,000 | 248,900 | 281,300 | 316,600 | 341,300 | 375,100 | 429,900 |
|               | 7        | 203,600 | 250,300 | 282,200 | 317,600 | 343,000 | 376,600 | 431,700 |
|               | 8        | 205,200 | 251,700 | 283,200 | 318,800 | 344,600 | 378,200 | 433,500 |
|               | 9        | 206,700 | 253,100 | 284,200 | 320,000 | 346,200 | 379,500 | 435,100 |
|               | 10       | 208,400 | 254,300 | 285,200 | 321,600 | 347,900 | 381,100 | 436,600 |
|               | 11       | 210,000 | 255,600 | 286,200 | 323,200 | 349,600 | 382,700 | 438,100 |
|               | 12       | 211,600 | 256,900 | 287,200 | 324,800 | 351,200 | 384,200 | 439,600 |
|               | 13       | 213,100 | 258,100 | 288,200 | 326,200 | 352,700 | 386,100 | 441,100 |
|               | 14       | 214,800 | 259,300 | 289,500 | 327,800 | 354,300 | 388,000 | 442,400 |
|               | 15       | 216,500 | 260,500 | 290,800 | 329,400 | 355,900 | 389,900 | 443,700 |
|               | 16       | 218,200 | 261,700 | 292,000 | 331,000 | 357,400 | 391,700 | 444,900 |
|               | 17       | 219,400 | 262,800 | 293,200 | 332,400 | 358,800 | 393,200 | 446,100 |
|               | 18       | 221,000 | 263,900 | 294,500 | 334,100 | 360,500 | 395,000 | 447,400 |
|               | 19       | 222,600 | 265,000 | 295,700 | 335,700 | 362,100 | 396,700 | 448,700 |
|               | 20       | 224,100 | 266,100 | 296,900 | 337,300 | 363,700 | 398,300 | 449,900 |
|               | 21       | 225,600 | 267,000 | 297,900 | 338,700 | 364,800 | 400,000 | 451,100 |
|               | 22       | 227,200 | 268,000 | 299,100 | 340,400 | 366,300 | 401,400 | 451,900 |
|               | 23       | 228,800 | 269,000 | 300,300 | 342,100 | 367,800 | 402,800 | 452,700 |
|               | 24       | 230,400 | 270,000 | 301,600 | 343,700 | 369,300 | 404,200 | 453,500 |
|               | 25       | 232,000 | 271,000 | 302,900 | 344,900 | 371,000 | 405,600 | 454,100 |

|    |          |          |          |          |          |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 26 | 233, 700 | 271, 900 | 303, 900 | 346, 800 | 372, 800 | 406, 800 | 454, 700 |
| 27 | 235, 000 | 272, 700 | 304, 900 | 348, 500 | 374, 400 | 408, 000 | 455, 300 |
| 28 | 236, 300 | 273, 600 | 305, 900 | 350, 100 | 376, 100 | 409, 000 | 455, 900 |
| 29 | 237, 600 | 274, 400 | 307, 000 | 351, 600 | 377, 500 | 410, 100 | 456, 600 |
| 30 | 238, 700 | 275, 200 | 308, 200 | 353, 200 | 378, 800 | 411, 300 | 457, 400 |
| 31 | 239, 800 | 276, 000 | 309, 300 | 354, 800 | 380, 000 | 412, 400 | 457, 800 |
| 32 | 240, 900 | 276, 700 | 310, 500 | 356, 400 | 381, 400 | 413, 500 | 458, 500 |
| 33 | 242, 000 | 277, 400 | 311, 600 | 358, 100 | 382, 500 | 414, 200 | 459, 000 |
| 34 | 242, 900 | 278, 200 | 312, 900 | 359, 900 | 383, 400 | 414, 900 | 459, 400 |
| 35 | 243, 800 | 279, 000 | 314, 200 | 361, 700 | 384, 400 | 415, 500 | 459, 800 |
| 36 | 244, 800 | 279, 600 | 315, 500 | 363, 500 | 385, 400 | 416, 200 | 460, 200 |
| 37 | 245, 800 | 280, 300 | 316, 700 | 365, 000 | 386, 200 | 416, 800 | 460, 600 |
| 38 | 246, 700 | 281, 100 | 318, 000 | 366, 400 | 387, 100 | 417, 400 | 460, 900 |
| 39 | 247, 600 | 281, 800 | 319, 300 | 367, 800 | 388, 000 | 417, 900 | 461, 200 |
| 40 | 248, 400 | 282, 500 | 320, 600 | 369, 200 | 388, 800 | 418, 300 | 461, 500 |
| 41 | 249, 200 | 283, 200 | 321, 900 | 370, 700 | 389, 600 | 418, 700 | 461, 800 |
| 42 | 249, 900 | 283, 900 | 323, 100 | 371, 500 | 390, 400 | 418, 900 | 462, 100 |
| 43 | 250, 500 | 284, 600 | 324, 400 | 372, 400 | 391, 200 | 419, 200 | 462, 400 |
| 44 | 251, 100 | 285, 300 | 325, 500 | 373, 400 | 391, 900 | 419, 500 | 462, 700 |
| 45 | 251, 800 | 286, 000 | 326, 400 | 374, 300 | 392, 600 | 419, 800 | 463, 000 |
| 46 | 252, 400 | 286, 600 | 327, 700 | 375, 400 | 393, 300 | 420, 100 |          |
| 47 | 253, 000 | 287, 300 | 329, 000 | 376, 300 | 394, 000 | 420, 400 |          |
| 48 | 253, 600 | 287, 900 | 330, 300 | 377, 300 | 394, 700 | 420, 700 |          |
| 49 | 254, 100 | 288, 600 | 331, 400 | 378, 200 | 395, 200 | 420, 900 |          |
| 50 | 254, 700 | 289, 200 | 332, 700 | 378, 900 | 395, 800 | 421, 200 |          |
| 51 | 255, 300 | 289, 900 | 333, 900 | 379, 600 | 396, 400 | 421, 400 |          |
| 52 | 255, 800 | 290, 600 | 335, 100 | 380, 200 | 397, 100 | 421, 700 |          |
| 53 | 256, 200 | 291, 100 | 336, 400 | 380, 600 | 397, 500 | 421, 900 |          |
| 54 | 256, 600 | 291, 700 | 337, 400 | 381, 200 | 398, 100 | 422, 200 |          |

|                                                    |    |         |         |         |         |         |         |
|----------------------------------------------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 定年<br>前再<br>任用<br>短時<br>間勤<br>務職<br>員以<br>外の<br>職員 | 55 | 256,900 | 292,300 | 338,500 | 381,800 | 398,700 | 422,500 |
|                                                    | 56 | 257,200 | 293,000 | 339,600 | 382,500 | 399,200 | 422,800 |
|                                                    | 57 | 257,500 | 293,600 | 340,300 | 382,800 | 399,600 | 423,000 |
|                                                    | 58 | 257,800 | 294,200 | 341,200 | 383,500 | 400,200 | 423,300 |
|                                                    | 59 | 258,100 | 294,800 | 341,900 | 384,200 | 400,800 | 423,600 |
|                                                    | 60 | 258,400 | 295,500 | 342,700 | 384,800 | 401,300 | 423,800 |
|                                                    | 61 | 258,700 | 296,100 | 343,500 | 385,100 | 401,700 | 424,000 |
|                                                    | 62 | 259,000 | 296,700 | 343,900 | 385,600 | 402,200 | 424,300 |
|                                                    | 63 | 259,300 | 297,200 | 344,400 | 386,200 | 402,700 | 424,600 |
|                                                    | 64 | 259,600 | 297,700 | 345,100 | 386,800 | 403,300 | 424,800 |
|                                                    | 65 | 259,900 | 298,200 | 345,900 | 387,100 | 403,600 | 425,000 |
|                                                    | 66 | 260,200 | 298,800 | 346,600 | 387,700 | 404,000 | 425,300 |
|                                                    | 67 | 260,500 | 299,300 | 347,300 | 388,400 | 404,300 | 425,600 |
|                                                    | 68 | 260,800 | 299,900 | 347,900 | 389,000 | 404,700 | 425,800 |
|                                                    | 69 | 261,100 | 300,300 | 348,400 | 389,400 | 405,000 | 426,000 |
|                                                    | 70 | 261,400 | 300,800 | 349,000 | 389,900 | 405,300 | 426,300 |
|                                                    | 71 | 261,700 | 301,300 | 349,500 | 390,500 | 405,600 | 426,600 |
|                                                    | 72 | 262,000 | 301,900 | 350,100 | 391,000 | 405,800 | 426,800 |
|                                                    | 73 | 262,300 | 302,400 | 350,400 | 391,500 | 406,000 | 427,000 |
|                                                    | 74 | 262,600 | 302,800 | 350,900 | 392,100 | 406,300 |         |
|                                                    | 75 | 262,900 | 303,100 | 351,200 | 392,500 | 406,600 |         |
|                                                    | 76 | 263,200 | 303,400 | 351,600 | 392,800 | 406,800 |         |
|                                                    | 77 | 263,500 | 303,600 | 352,000 | 393,200 | 407,000 |         |
|                                                    | 78 | 263,800 | 303,900 | 352,500 | 393,700 | 407,300 |         |
|                                                    | 79 | 264,100 | 304,100 | 353,000 | 394,100 | 407,600 |         |
|                                                    | 80 | 264,400 | 304,400 | 353,500 | 394,500 | 407,800 |         |
|                                                    | 81 | 264,700 | 304,600 | 353,800 | 394,900 | 408,000 |         |
|                                                    | 82 | 265,000 | 304,800 | 354,200 | 395,400 | 408,300 |         |
|                                                    | 83 | 265,300 | 305,100 | 354,600 | 395,800 | 408,600 |         |

|     |          |          |          |          |          |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 84  | 265, 600 | 305, 300 | 355, 000 | 396, 200 | 408, 800 |
| 85  | 265, 900 | 305, 600 | 355, 300 | 396, 500 | 409, 000 |
| 86  | 266, 200 | 305, 800 | 355, 700 |          |          |
| 87  | 266, 500 | 306, 100 | 356, 100 |          |          |
| 88  | 266, 800 | 306, 400 | 356, 500 |          |          |
| 89  | 267, 100 | 306, 700 | 356, 700 |          |          |
| 90  | 267, 400 | 307, 000 | 357, 100 |          |          |
| 91  | 267, 700 | 307, 300 | 357, 500 |          |          |
| 92  | 268, 000 | 307, 600 | 357, 900 |          |          |
| 93  | 268, 300 | 307, 800 | 358, 100 |          |          |
| 94  |          | 308, 000 | 358, 400 |          |          |
| 95  |          | 308, 300 | 358, 800 |          |          |
| 96  |          | 308, 700 | 359, 100 |          |          |
| 97  |          | 308, 900 | 359, 400 |          |          |
| 98  |          | 309, 200 | 359, 800 |          |          |
| 99  |          | 309, 500 | 360, 200 |          |          |
| 100 |          | 309, 900 | 360, 600 |          |          |
| 101 |          | 310, 100 | 361, 100 |          |          |
| 102 |          | 310, 400 | 361, 500 |          |          |
| 103 |          | 310, 700 | 361, 900 |          |          |
| 104 |          | 311, 000 | 362, 300 |          |          |
| 105 |          | 311, 200 | 362, 800 |          |          |
| 106 |          | 311, 500 | 363, 200 |          |          |
| 107 |          | 311, 800 | 363, 500 |          |          |
| 108 |          | 312, 100 | 363, 800 |          |          |
| 109 |          | 312, 300 | 364, 200 |          |          |
| 110 |          | 312, 600 |          |          |          |
| 111 |          | 313, 000 |          |          |          |
| 112 |          | 313, 300 |          |          |          |

|                                       |     |              |              |              |              |              |              |              |
|---------------------------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                       | 113 |              | 313,500      |              |              |              |              |              |
|                                       | 114 |              | 313,700      |              |              |              |              |              |
|                                       | 115 |              | 314,000      |              |              |              |              |              |
|                                       | 116 |              | 314,400      |              |              |              |              |              |
|                                       | 117 |              | 314,600      |              |              |              |              |              |
|                                       | 118 |              | 314,800      |              |              |              |              |              |
|                                       | 119 |              | 315,100      |              |              |              |              |              |
|                                       | 120 |              | 315,400      |              |              |              |              |              |
|                                       | 121 |              | 315,700      |              |              |              |              |              |
|                                       | 122 |              | 315,900      |              |              |              |              |              |
|                                       | 123 |              | 316,200      |              |              |              |              |              |
|                                       | 124 |              | 316,500      |              |              |              |              |              |
|                                       | 125 |              | 316,800      |              |              |              |              |              |
| 定年<br>前再<br>任用<br>短時<br>間勤<br>務職<br>員 |     | 基準給<br>料月額   | 基準給<br>料月額   | 基準給<br>料月額   | 基準給<br>料月額   | 基準給<br>料月額   | 基準給<br>料月額   | 基準給<br>料月額   |
|                                       |     | 円<br>200,300 | 円<br>227,800 | 円<br>269,500 | 円<br>290,100 | 円<br>305,700 | 円<br>331,900 | 円<br>374,800 |

第2条 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号ス中「60キロメートル以上」を「60キロメートル以上65キロメートル未満」に改め、同号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員  
42,200円
- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員  
45,700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員  
49,200円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員  
52,700円

ツ 使用距離が片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満である職員  
56, 200 円

テ 使用距離が片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満である職員  
59, 600 円

ト 使用距離が片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満である職員  
63, 000 円

ナ 使用距離が片道 100 キロメートル以上である職員 66, 400 円

第 10 条の 3 第 3 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「) の」を「) 並びに駐車料金相当額の」に、「前 3 項」を「第 2 項から前項まで」に改め、同条中同項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員のうち、自動車等の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5, 000 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの料金に相当する額として規則で定める額（以下「駐車料金相当額」という。）を支給する。

第 16 条第 2 項中「100 分の 127. 5」を「100 分の 126. 25」に、「100 分の 107. 5」を「100 分の 106. 25」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127. 5」を「100 分の 126. 25」に、「100 分の 72. 5」を「100 分の 71. 25」に改める。

第 17 条第 2 項第 1 号中「100 分の 107. 5」を「100 分の 106. 25」に、「100 分の 127. 5」を「100 分の 126. 25」に改め、同項第 2 号中「100 分の 52. 5」を「100 分の 51. 25」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の玉名市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 10 条の 3 第 2 項第 2 号及び別表第 1 の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、改正後の給与条例第 16 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の玉名市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市税条例の一部を改正する条例

玉名市税条例（平成 17 年条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 90 条第 1 項第 1 号中「精神障害者」という。）が所有する」を「身体障害者等」という。）の移動の用に供する」に、「（身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（「を」「で次に掲げるもの（身体障害者等 1 人につき）」に改め、同号に次のように加える。

ア 身体障害者等が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するもの

イ 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が所有するもの

ウ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下このウにおいて同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が所有するもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の玉名市税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 7 年度分までの軽自動車税の種別割につ

いては、なお従前の例による。

提案理由 軽自動車税の種別割の減免基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

玉名市岱明コミュニティセンター条例（平成17年条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玉名市鍋松原海岸しおまちパーク潮湯条例

第1条中「住民」を「観光の振興並びに市民」に、「と福祉」を「及び福祉」に、「玉名市岱明コミュニティセンター」を「の玉名市鍋松原海岸しおまちパーク潮湯」に、「センター」を「潮湯」に、「管理運営」を「管理」に改める。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 潮湯の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 玉名市鍋松原海岸しおまちパーク潮湯

位置 玉名市岱明町鍋3188番地先

第2条の次に次の1条を加える。

（管理運営）

第2条の2 市長は、潮湯を常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。

2 市長は、潮湯に必要な職員を置くことができる。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 潮湯は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の振興に関する事業
- (2) 市民の健康増進及び福祉の向上に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第4条第1項中「センター」を「潮湯」に改める。

第5条第1項中「センター」を「潮湯」に改め、同条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

第6条第1号中「10人以上」を「5人以上」に改め、同条第2号中「認めた」を「認める」に改める。

第7条第1項中「センター」を「潮湯」に、「者」を「もの」に改める。

第8条の見出し中「許可の基準」を「不許可」に改め、同条中「前条の許可を受けようとする者が」を削り、「認められるときは」を「認めるときは」に、「許可をしない」を「潮湯の使用を許可しない」に改め、同条第1号中「と認められる」を削り、同条第2号中「施設又は設備」を「潮湯の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）」に、「滅失する」を「汚損する」に改め、「と認められる」を削り、同条第3号中「と認められる」を削り、同条第4号中「使用させることがセンター」を「潮湯」に改め、「と認められる」を削る。

第9条の見出し中「使用」を「使用許可」に改め、同条第1項中「使用の許可を受けた者」を「潮湯を使用するもの（以下「使用者」という。）」に改め、「該当するとき」の次に「、又は潮湯の管理上特に必要があるとき」を加え、「使用の許可を取り消し」を「当該潮湯の使用の許可に係る条件を変更し」に改め、「若しくは」を削り、「その使用の条件を変更する」を「当該許可を取り消す」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「規則」の次に「の規定」を加え、同号を同項第1号とし、同号の次に次の2号を加える。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

第9条第1項第4号中「理由」を「事情」に改める。

第10条中「センター」を「潮湯」に改め、「使用料」の次に「(以下「使用料」という。）」を加え、「に定める」を「の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

第11条を削り、第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の還付)

第12条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由によるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第13条中「センター」を「潮湯」に改める。

第14条第2号中「センター」を「潮湯」に改め、同条第3号中「センターの施設及び設備」を「施設等」に改め、同条第4号中「センター」を「潮湯」に改める。

第15条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に、「センター」を「潮湯」

に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の還付)

第17条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由によるとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第18条中「及び第142条」を「中「当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第142条、第180条の5第6項及び第252条の28第3項第12号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人」とあり、法第142条」に改める。

第20条を削る。

第19条の見出しを「(損害賠償の義務)」に改め、同条中「施設等を」を削り、「滅失し」を「施設等を毀損し」に、「毀損した」を「滅失した」に、「直ちに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額」を「その損害」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条を第20条とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。第9条第1項の規定により使用を停止し、又は許可を取り消されたときも、同様とする。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第15条関係）

| 施設区分 | 区分    | 金額                                                                                            |
|------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入浴施設 | 中学生以上 | 500円（70歳以上の者又は重度心身障害者医療費受給資格者証、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「高齢者等」という。）にあつては、300円） |
|      | 小学生   | 300円                                                                                          |

|      |             |       |                                      |
|------|-------------|-------|--------------------------------------|
|      | 小学生未満       |       | 無料                                   |
|      | 回数券 1 2 枚綴り | 中学生以上 | 5, 0 0 0 円（高齢者等にあ<br>っては、3, 0 0 0 円） |
|      |             | 小学生   | 3, 0 0 0 円                           |
| 休憩室  | 1 室 1 時間当たり |       | 5 0 0 円                              |
| 宿泊施設 | 1 人 1 泊当たり  | 寝具あり  | 5, 8 0 0 円                           |
|      |             | 寝具なし  | 2, 5 0 0 円                           |

#### 備考

- 1 休憩室の使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とみなす。
- 2 休憩室の使用時間が 1 時間を超えた場合は、2 5 0 円を加算し、以後 3 0 分ごとに 2 5 0 円を加算する。
- 3 宿泊施設の使用料には、入浴施設の使用料を含む。
- 4 この使用料は、消費税等を含む。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の玉名市鍋松原海岸しおまちパーク潮湯条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の玉名市鍋松原海岸しおまちパーク潮湯の使用について適用し、同日前の玉名市岱明コミュニティセンターの使用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の玉名市岱明コミュニティセンター条例の規定により販売された回数券は、新条例の規定により販売された回数券とみなす。

提案理由 玉名市岱明コミュニティセンターの事業を変更する等のため、条例の整備を図るものである。

## 議第 1 1 0 号

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の右欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

|                                          |                             |
|------------------------------------------|-----------------------------|
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断         |
| 乳幼児に対する健康診査                              | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働

省令第61号)の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 1 1 1 号

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年  
条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚  
生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 1 1 2 号

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成 2 6 年条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号)の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

## 議第 1 1 3 号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 3 1 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 1 0 号に関する事務の項中「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由 一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第 1 1 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

まつ き ゆき み  
松木 幸美

2 略 歴

学 歴

昭和 5 4 年 3 月

経 歴

昭和 5 4 年 4 月

昭和 5 8 年 7 月

平成 元年 5 月

平成 3 年 9 月

平成 1 9 年 8 月

平成 2 6 年 1 月

平成 2 8 年 4 月

平成 2 8 年 1 2 月

平成 2 9 年 7 月

平成 2 9 年 7 月

令和 元年 5 月

提案理由 人権擁護委員松木幸美氏が、令和 8 年 3 月 3 1 日に任期満了のため。

議第 1 1 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

よしむら やす こ  
吉村 泰子

2 略 歴

学 歴

昭和 5 3 年 3 月

経 歴

昭和 6 2 年 5 月

平成 5 年 1 2 月

平成 2 4 年 1 2 月

提案理由 人権擁護委員前田日出男氏が、令和 8 年 3 月 3 1 日に任期満了のため。

議第 1 1 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

やまかわ  
山川 みどり

2 略 歴

学 歴

昭和 5 8 年 8 月

経 歴

昭和 6 1 年 4 月

平成 3 1 年 3 月

令和 5 年 4 月

提案理由 人権擁護委員山川みどり氏が、令和 8 年 3 月 3 1 日に任期満了のため。

議第 1 1 7 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

1

ひら い ゆ り  
平井 百合

2 略 歴

学 歴

昭和 6 1 年 3 月

経 歴

昭和 6 2 年 1 0 月

平成 7 年 6 月

平成 1 5 年 4 月

平成 2 7 年 4 月

令和 2 年 4 月

提案理由 人権擁護委員堀真澄氏が、令和 8 年 3 月 3 1 日に任期満了のため。